

Weekly Report

第709号
令和5年8月7日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

新NISAの「非課税保有限度額」の取扱い

NISA(少額投資非課税制度)は、制度の抜本的拡充・恒久化が行われ、令和6年から新制度に変わります(現行のNISA口座を開設している方は令和6年1月に新NISA口座が自動的に開設)。

◆新制度の非課税保有額は1800万円が上限

新NISAは、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託が対象となる「つみたて投資枠(年間投資上限120万円)」と、上場株式など幅広い投資商品が対象となる「成長投資枠(同240万円)」で構成され、併用により年間360万円まで投資できます。また、非課税で保有できる期間は無期限です。

なお、NISA口座で保有する上場株式や投資信託等の金額(非課税保有額)について買付額ベースで1800万円(うち成長枠は1200万円まで)の限度額が設定され、年間投資上限額の範囲内でも非課税保有限度額を超えて投資することはできません。

◆保有する商品の買付額で非課税保有額を算定

非課税保有額は、NISA口座(つみたて枠と成長枠)で保有する商品の買付額の合計をもとに算定します(時価でないため、商品の値動きによる増減はありません)。保有する商品を売却した場合は、その買付額だけ非課税保有額が減少しますが、減少分は翌年以降の投資で再利用が可能です。

例えば、非課税保有額が1800万円(つみたて枠600万円+成長枠1200万円のケース)に達して、つみたて枠の全商品は売却した場合、その年はNISA口座での投資はできませんが、翌年の非課税保有額は1200万円(つみたて枠に600万円分の空き)となるため、つみたて枠の年間投資上限(120万円)の範囲内で新たな投資ができます。

インボイス開始後の免税事業者からの仕分

本年10月からインボイス制度が始まりますが、インボイス発行事業者として登録していない免税事業者等からの課税仕入れであっても、制度開始から6年間は仕入税額相当額の一定割合(令和5年10月~8年9月は80%、8年10月~11年9月は50%)を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

この経過措置の適用を受けるためには帳簿及び請求書等の保存が要件となりますが、帳簿には通常の記載事項に加えて、経過措置の摘要を受ける課税仕入れである旨の記載(例えば「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」など)が必要となります。

災害に備え「事業継続計画(BCP)」を策定

現在、台風第6号による被害を受けて、沖縄県の34市町村に災害救助法が適用されており、被災中小企業に対する支援措置も行われています。

近年は、特に台風や豪雨などによる大規模災害が増加していますので、改めて防災・減災対策を確認しましょう。また、企業は被災した場合に備えて、最優先で復旧させる事業の選択や、事業に必要な資産について代替策を用意するなど、自社の現状に応じて無理なく実施できる「事業継続計画(BCP)」を策定することも重要です。